

(地) 第5号

【L0100 | 30年 | 平成60年03月12日 | 企 画 】

平成30年3月12日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について（例規通達）

対号 交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定
及び運用について（例規通達・平成8年7月
17日（地）第30号）

交番・駐在所連絡協議会については、対号通達により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり交番・駐在所連絡協議会実施要綱を改正し、署情に応じた効果的な交番・駐在所連絡協議会の開催が可能となるよう定期会議の開催回数を見直すこととしたので、一層効果的な交番・駐在所連絡協議会の運用に努められたい。

なお、対号通達は廃止する。

別添

交番・駐在所連絡協議会実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番又は駐在所(以下「交番等」という。)の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故及び災害(以下「犯罪等」という。)の未然防止、被害の拡大防止及び回復を図り、並びに的確な検挙活動等を行うため、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

第3 連絡協議会の設置及び組織

- 1 連絡協議会は、原則として交番等の各所管区を単位として設置するものとする。
- 2 連絡協議会は、委員及び運営担当者(以下「構成員」という。)をもって構成するものとする。
- 3 委員は、地域の実情に精通し、かつ、所管区内の住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定するものとする。
- 4 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定するものとする。
- 5 委員の任期はおおむね2年とし、再任を妨げないものとする。
- 6 運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てるものとする。また、警察署長は、交番所長等を運営責任者として指定するものとする。
- 7 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。
- 8 運営担当者は、随時、委員その他の参加者を訪問するなどして、必要事項の連絡に当たるものとする。

第4 連絡協議会の特例

- 1 交番等の所管区を単位とせず、例外的に次に掲げる連絡協議会を設置することができるものとする。
 - (1) 単位連絡協議会
地域の特性に応じ、所管区を分割して、又は複数の所管区を統合して設置する連絡協議会
 - (2) 職種等連絡協議会
職種、地域等に着眼して効果的と認められる場合に、目的を限定して設置する連絡協議会
- 2 前記1の連絡協議会の組織については、前記第3の規定を準用するものとする。

第5 会議の開催

- 1 連絡協議会(単位連絡協議会及び職種等連絡協議会を含む。以下同じ。)の会議は、定期

会議及び臨時会議とする。

- 2 定期会議は、年2回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要な生じた場合に随時開催するものとする。
- 4 会議は、連絡協議会の構成員のほか、必要に応じて、地域住民及び地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。
- 5 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

第6 連絡協議事項

連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題について連絡するとともに、意見、要望を聞いて相互に必要な検討、協議を行うものとする。

第7 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次に掲げる点に配慮して、真に実効が上がるよう努めるものとする。

- (1) 警察署地域警察幹部（警察署の巡査部長以上の階級にある地域警察官をいう。）は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、勤務員に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機関との連絡調整や具体的支援体制をとるなど、適宜適切な措置をとること。
- (2) 前記(1)に定めるもののほか、警察署長は、必要な場合には関係部門の職員を会議に参加させ又は支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。
- (3) 地域部地域課長は、各警察署における進捗状況を把握するとともに、必要な指導を行うこと。